

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は20日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、6月21日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を一部緩和したうえで、6月28日までの一週間再延長することを発表しました。緩和内容は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制(一週間の再延長について)

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は20日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、6月21日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を6月28日までの一週間再延長することを発表しました。

2 本行動規制は6月22日から6月28日までとなります。行動規制の一部が緩和されます。主な緩和内容は以下のとおりです。

(1) 食料品店(八百屋、果物屋、肉屋、飲料水販売店、乳製品店等)、デパートメントストア(食料品販売部門に限る)、文房具店、書店の営業が午前11時までに限り許可されます(薬局は時間制限なく営業しています)。

(2) デパートメントストア(除く食料品販売部門)、ショッピングモール、衣料品店、化粧品店、スポーツ用品店等の営業は、月、水、金曜日の午前11時から午後4時までに限り許可され、宝石店、キッチン用品店、電化製品店、自動車販売・自動車用品店、携帯電話販売店、パソコンショップ等の営業は、日、火、木曜日の午前11時から午後4時までに限り許可されます。

(3) 建築資材店(ホームセンター、電気製品、家具等)、金物店等の営業は、毎日午前11時から午後6時までに限り許可され、自動車整備店は、毎日午後7時まで営業を許可されます。

(4) レストランからの持ち帰り・デリバリーやデパートメントストア(食料品等の生活必需品に限る)のホームデリバリーサービスは前回同様、午後7時までに限り許可されます。

(5) 結婚式等のお祝いには、家庭内で10人まで集まることができ、その際の車両は2台まで使用できます。

3 車・バイクの使用(人数制限は、自家用車は4人、タクシーは3人まで)、使用できる車両はナンバープレートの末尾の数字が奇数の場合は、ビクラム暦の奇数日、偶数の場合はビクラム暦の偶数日に限り(タクシーも偶数奇数で運行、ただしバス等公共交通機関の運行の停止は継続)。

前回の行動規制に関する領事メールは以下のとおりです。カトマンズ郡行政事務所

DAO(District Administration Office)が発出した注意喚起にある取り締まりや罰金についても注意してください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100200188.pdf>

4 また、以前領事メールでお知らせした「カトマンズ郡における新型コロナウイルス感染症に関する新たな規制について」もご確認の上、やむを得ず外出する場合等にはご注意ください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100194099.pdf>

5 行動規制は再度延長されることが決定しましたが、当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス（2m以上）を取り、3密（密閉・密集・密接）を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認くださいませよう、お願いいたします。現在流行しているウイルスは、インドと同様の変異株の可能性が高く、以前と比較して、若年者も感染しやすくかつ短期間で重症化しやすい特徴を持っています。医療機関の空きベッドは、5月のピーク時と比較して探しやすくなってきましたが、引き続き、各自感染防御に十分つとめていただくようお願いいたします。

6 同様に、ネパール77郡のうち75郡の地域において行動規制が実施されているとの情報（6月6日現在）がありますので、併せて注意をお願いします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記の

とおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常代表電話から緊急電話対応者に転送されます。